

第四期特定健康診査等実施計画

令和 6 年 3 月

成田国際空港健康保険組合

1. 背景及び趣旨

我が国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、国民誰しもの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制にも資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、保険者による健診及び保健指導の充実を図る観点から、「高齢者の医療保確保に関する法律」（昭和 57 年法律第 80 号）に基づき、保険者は、被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣に関する健康診査（特定健康診査）及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

当健康保険組合は、高齢者の利用の確保に関する法律第 19 条により、特定健康診査等実施計画を平成 20 年度より 5 年を 1 期として、平成 30 年度より 6 年を 1 期として定め、令和 6 年度より「第 4 期特定健康診査等実施計画」を定めて、特定健康診査及び特定保健指導を実施するものである。

2. 成田国際空港健康保険組合の現状

当健保組合は、成田国際空港の設置及び管理等を主たる業とする成田国際空港株式会社（以下「NAA」という。）を母体事業所とする事業所が加入している健康保険組合（以下「健保組合」という。）である。

令和 6 年度における加入事業所数は 15 事業所で、令和元年度より変更はない。被保険者数（予算ベース）は、4,040 人（男 2,630 人 女 1,410 人）で、平均年齢が 42.33 歳（男 44.88 歳 女 37.52 歳）と見込んだ。

当健保組合は、保健事業として 30 歳以上の被保険者および被扶養者（内配偶者）を対象に特定健康診査等の項目を包含する日帰り人間ドックを契約医療機関において実施するとともに 40 歳以上の被保険者および被扶養者に対して特定健康診査を実施している。

人間ドックおよび特定健康診査の受診結果であるデータを契約医療機関より受け、当健保組合の保健師が特定保健指導対象者を抽出し、被保険者（任意継続被保険者を除く）で積極的支援対象者は当健保組合の保健師が保健指導を行い、動機づけ支援対象者は委託事業者により保健指導を実施している。また、任継族被保険者（以下「任継者」という。）および被扶養者の保健指導は、人間ドックおよび特定健康診査を受診した契約医療機関において実施していたが、令和 6 年度より動機付け支援と同様に委託業者による実施へ変更し、被扶養者が特定保健指導をより利用し易く整備を行ったところである。

平成 30 年度以降の特定健康診査等の実施状況（国への報告）

		年度				
		H30	R1	R2	R3	R4
特定健康診査						
	受診者数	2150	2204	2269	2295	2290
	健診受診率	82.1%	82.1%	82.0%	84.3%	86.2%
特定保健指導						
	終了者数	219	185	226	201	222
	積極的支援	125	75	113	89	106
	動機づけ支援	94	110	113	112	116
	終了者割合	55.0%	47.3%	43.7%	39.0%	47.9%
	積極的支援	59.2%	36.8%	37.2%	33.0%	46.3%
	動機づけ支援	50.3%	58.8%	53.1%	45.7%	49.6%

3. 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

（1） 特定健康診査等の基本的な考え方

日本内科学会等内科系 8 学会がメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

（2） 特定健康診査等の実施に係る留意事項

被保険者（任継者を含む）及び被扶養者である配偶者は、特定健診の健診項目を包含している人間ドック（人間ドック規程に基づく）の健診に併せ実施し、配偶者以外の被扶養者については、特定健診項目による健診を当健保組合が実施主体となって特定健診を行いそのデータを管理する。

（3） 特定保健指導の基本的な考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解し、自分ごととして捉え、自発的に生活習慣を変えることができるように支援することである。

4. 目標値と対象者数

(1) 特定健康診査

令和11年度における特定健康診査の実施率を90.58%とし、この目標を達成するために、対象者数の推計値および想定実施者数を区分に分けて下表のとおり定める。

(2) 特定保健指導

令和11年度における特定保健指導の実施率を60.74%とし、この目標を達成するために、対象者数の推計値および想定実施人数を下表のとおり定める。

(3) 特定健康診査等の実施の成果

令和11年度（もしくは毎年度）における、平成20年度と比較した特定保健指導対象者の減少率を実施の成果とする。

<表>

被保険者

年度		R6	R7	R8	R9	R10	R11
区分							
特定健康診査	対象者数（推計）	2162	2162	2162	2162	2162	2162
	うち64歳以下	1985	1985	1985	1985	1985	1985
	うち65歳以上	177	177	177	177	177	177
	目標実施率	93.50%	94.00%	94.50%	95.00%	95.50%	96.00%
	目標実施人数	2021	2032	2043	2054	2065	2076
特定保健指導	対象者数（推計）	442	442	442	442	442	442
	うち64歳以下	440	440	440	440	440	440
	うち65歳以上	155	155	155	155	155	155
	実施率	53.28%	54.82%	58.28%	60.87%	62.87%	64.87%
	実施人数	236	242	258	269	278	287
	積極的	対象者	259	259	259	259	259
		うち64歳以下	257	257	257	257	257
		うち65歳以上	2	2	2	2	2
	動的	実施率	45.00%	45.50%	50.00%	53.00%	55.00%
		実施人数	117	118	130	137	148
		対象者	183	183	183	183	183
	機づけ	うち64歳以下	153	153	153	153	153
		うち65歳以上	30	30	30	30	30
		実施率	65.00%	68.00%	70.00%	72.00%	74.00%
		実施人数	119	124	128	132	139

被扶養者

区分 \ 年度		R6	R7	R8	R9	R10	R11
特定 健 診	対象者数（推計）	752	752	752	752	752	752
	うち64歳以下	682	682	682	682	682	682
	うち65歳以上	70	70	70	70	70	70
	目標実施率	69.50%	72.00%	73.50%	74.00%	74.50%	75.00%
	目標実施人数	523	541	553	556	560	564
特定 保 健 指 導	対象者数（推計）	79	79	79	79	79	79
	うち64歳以下	71	71	71	71	71	71
	うち65歳以上	8	8	8	8	8	8
	実施率	8.86%	11.39%	13.92%	16.46%	18.99%	21.52%
	実施人数	7	9	11	13	15	17
	積 極 的	対象者	26	26	26	26	26
		うち64歳以下	26	26	26	26	26
		うち65歳以上	0	0	0	0	0
	実施率	7.69%	11.54%	15.38%	19.23%	23.08%	26.92%
		実施人数	2	3	4	5	7
	動 機 づ け	対象者	53	53	53	53	53
		うち64歳以下	45	45	45	45	45
		うち65歳以上	8	8	8	8	8
	実施率	9.43%	11.32%	13.21%	15.09%	16.98%	18.87%
		実施人数	5	6	7	8	10

被保険者＋被扶養者

区分 \ 年度		R6	R7	R8	R9	R10	R11
特定 健 診	対象者数（推計）	2914	2914	2914	2914	2914	2914
	うち64歳以下	2667	2667	2667	2667	2667	2667
	うち65歳以上	247	247	247	247	247	247
	目標実施率	87.31%	88.32%	89.08%	89.58%	90.08%	90.58%
	目標実施人数	2544	2574	2596	2610	2625	2640
特定 保 健 指 導	対象者数（推計）	500	500	500	500	500	500
	うち64歳以下	283	283	283	283	283	283
	うち65歳以上	2	2	2	2	2	2
	実施率	48.50%	50.26%	53.72%	56.41%	58.57%	60.74%
	実施人数	243	251	269	282	293	304
	積 極 的	対象者	265	265	265	265	265
		うち64歳以下	283	283	283	283	283
		うち65歳以上	2	2	2	2	2
	実施率	44.74%	45.60%	50.38%	53.69%	56.02%	58.35%
		実施人数	119	121	134	148	155
	動 機 づ け	対象者	235	235	235	235	235
		うち64歳以下	198	198	198	198	198
		うち65歳以上	38	38	38	38	38
	実施率	52.74%	55.51%	57.49%	59.47%	61.46%	63.44%
		実施人数	124	130	135	144	149

5. 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健診は、当健保組合が個別契約をした健診機関に委託する。

特定保健指導は、被保険者（任継者を除く）の積極的支援については当健保組合の保健師により実施し、動機づけ支援は委託業者にて実施する。また、任継者および被扶養者については、人間ドック及び特定健診を受診した健診機関で実施する。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

特定健診の実施時期は、概ね4月から2月までとし、特定保健指導の実施時期は通年とする。

(4) 委託の有無

ア 特定健診

被保険者・被扶養者ともに個別契約を結んだ健診機関で実施する。ただし、被保険者・被扶養者が遠隔地にいる場合等で当健保組合指定の健診機関での受診が困難である場合は、集合契約において委託する全国の特定健診機関にて受診が可能となるよう措置はしているものの原則、個別契約の健診機関にて実施する。

イ 特定保健指導

被保険者（任継者を除く）の積極的支援は健保組合の保健師が実施し、動機づけ支援は外部業者へ委託して実施する。任継者および被扶養者についても外部業者へ委託して実施する。ただし、被保険者・被扶養者が遠隔地にいる場合等で当健保組合指定の健診機関での受診が困難である場合は、集合契約において委託する全国の特定保健指導機関にて受診が可能となるよう措置はしているものの原則、被保険者（任継者を除く）の積極的支援は健保組合の保健師が、動機づけ支援は外部業者へ委託、任継者および被扶養者についても外部業者へ委託して実施する。

(5) 受診方法

特定健診については、当健保組合の契約健診機関とあらかじめ受診日時を調整の上、マイナンバーカード等の当組合の加入者であることがわかるものを持参し受診する。

特定保健指導については、健診機関が当健保組合に送付してきた「健診結果」に基づき当健保組合の保健師が対象者を抽出する。

当健保組合は、抽出された対象者には事業所を通じ被保険者（任継者を除く）には「特定保健指導について（ご案内）」を送付、送付された被保険者のうち積極的支援対象者は、当健保組合の保健師が直接保健指導を実施、動機づけ支援対象者は、委託業者が保健指導を実施する。任継者および被扶養者には「特定保健指導について（ご案内）」を送付し、

対象者が健保組合の契約保健指導機関と日時を調整の上、健保組合に「特定保健指導利用券」を提出、し保健指導を受ける。

受診者の負担は原則無料とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合は、その費用は個人負担とする。

(6) 周知・案内方法

周知・案内方法は、当健保組合のホームページ等に掲載し、事業所を通じて周知を行う。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関等を通じ電子データを随時(または月単位)受領して、当健保組合で保管する。また、特定保健指導についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は当健保組合が実施した分も含め、5年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導対象については、特に優先順位を設けないこととする。

6. 個人情報の保護

当健保組合は、成田国際空港健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健保組合及び健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を他に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。また、データの利用者は当組合の職員及び常務理事が必要と認めた者に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

7. 特定健康診査等実施計画の公表・通知

本計画の公表・通知は、当健保組合のホームページ等に掲載する。

8. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、必要に応じて見直しを検討する。

また、令和9年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

9. その他

当健保組合の職員には、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。